

市民の森土地使用貸借契約書

千葉市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により乙の所有する土地について使用貸借契約を締結する。

（借受物件）

第1条 乙は、甲に乙の所有する次の土地（以下「借受物件」という。）を無償で使用させる。

所在地	地目	地積（㎡）	摘要
千葉市			
計			

（使用目的）

第2条 甲は、借受物件を市民の森（千葉市市民の森設置事業実施要綱（昭和51年11月1日施行）第2条の規定により設置するものをいう。以下同じ。）の用に供するものとする。

2 乙は、甲が借受物件に市民の森として必要な施設を設置し、当該市民の森を市民に利用させることを承諾する。

（借受期間）

第3条 借受期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、借受期間が満了する6月前までに甲乙いずれからもこの契約を更新しない旨の申し出がない場合は、この契約を借受期間の満了の日の翌日から10年間更新し、以後もまた同様とする。

（借受物件の引渡し）

第4条 甲は、借受物件を乙の立会いのうえで引渡しを受けるものとする。

（使用権の譲渡の禁止等）

第5条 甲は、借受物件を市民の森として市民の利用に供する場合のほかは、乙の承諾を得ないで借受物件の使用権を第三者に譲渡し、借受物件を転貸し、又は使用目的を変更することができない。

（修繕義務）

第6条 甲は、借受物件の通常の維持、保存、修理、改良その他の行為をするために要する費用を負担するものとする。

（木竹の管理）

第7条 借受物件に存する木竹の森林施業のために必要な管理については、乙が自己の負担において行うものとする。

（遵守事項）

第8条 甲は、借受物件を善良な管理者の注意をもって維持、保存しなければならない。

2 甲は、第2条第2項に規定する必要な施設を設置するとき、その他借受物件の現状を変更しようとするときは、事前に又は事後にその事由を付した書面により乙の承諾を求めるものとする。

（原状回復）

第9条 甲は、前条の規定により借受物件の原状を変更した場合には、借受物件の返還にあたって、これを原状に回復しなければならない。ただし、甲乙双方の協議により変更された状態のまま返還することを妨げない。

（乙の行為の制限等）

第10条 乙は、甲の承諾を得ないで、借受物件において次の行為をしてはならない。ただし、災害の防止その他緊急に必要な行為についてはこの限りでない。

- （1）建築物、その他の工作物を建築すること。
- （2）宅地の造成、土地の開こん、土石の採取、その他、土地の形質を変更すること。

(3) 木竹を伐採すること。

(4) その他借受物件の自然環境の保全に影響を及ぼす恐れのある行為。

2 乙は、借受物件に第三者が電柱、ガス管等の公益上必要な工作物を設置しようとして乙の承諾を求めてきた場合においては、当該第三者に対しその設置を承諾する事前に甲と協議し、その承認を得るものとする。

(木竹の伐採等に関する協議)

第11条 乙は、借受物件に存する木竹を伐採し、もしくは他に譲渡しようとするとき、又は借受物件の所有権を移転しようとするときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

(事故通知)

第12条 甲は、借受物件もしくはその上に存する木竹の全部又は一部がき損した場合は、直ちにその状況を乙に通知するものとする。

(使用上の損傷等)

第13条 甲は、その責に帰すべき事由により、又は市民の森としての利用に伴い借受物件もしくはその上に存する木竹が滅失またはき損した場合には、自己の負担において原状に回復するか、又は乙に対してその損害を補償するものとする。

2 前項の規定に関らず、天災地変その他やむを得ないと認められる事由により、借受物件又はその上に存する木竹が滅失又はき損した場合には、甲は、その責を負わないものとする。

(解約の解除等)

第14条 甲は、借受物件が次の各号のいずれかに該当することとなり、市民の森の全部又は一部を廃止する必要が生じたときは、その契約を解除し、又はその内容を変更することができる。

(1) 道路工事その他の公益的事業等が実施されるとき。

(2) 第11条の規定による協議の結果において、市民の森として利用することが不適当となったとき。

(3) 乙が、この契約に違反し、市民の森の利用に著しい支障が生じたとき。

(4) 災害その他の特別の事由により、市民の森として維持していくことが困難となったとき。

(疑義の決定)

第15条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千 葉 市
千葉市長

乙 住 所

氏 名

千葉市市民の森協議申出書

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

申出者 住 所 (法人その他の団体にあつては事務所又は事業所の所在地)

氏名 (法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印して下さい。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印して下さい。

電話番号

(連絡先電子メールアドレス)

@

千葉市市民の森設置事業実施要綱第8条第2項の規定に基づき、市民の森に係る行為について次のとおり協議を申し出ます。

名 称	市民の森		
指 定 番 号	第 号	指定年月日	年 月 日
樹 種			
所 在 地	千 葉 市		
申 出 区 分	☐ 伐 採 ☐ 所有者等の変更 ☐ 市民緑地の設置 ☐ 公益上の理由 ☐ そ の 他		
申出の内容	(申出区分欄にチェックした事項について詳しく記入のこと。)		

市民の森（全部・一部）廃止通知書

年 月 日

土地所有者 〇〇 〇〇
団体名
代表者 〇〇 〇〇

}

様

千葉市長

千葉市市民の森設置事業実施要綱第9条第1項又は第2項の規定により、第3条第1項に規定する使用貸借契約の（全部・一部）を解除し、市民の森を廃止したので、通知します。

市民の森の名称	市民の森		
市民の森の所在地 （対象となる土地の 地番）	千葉市	解除面積等	m ² （ 筆）
		契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日
廃止の事由			